

平成 25 年 2 月 10 日

IOSCO による市中協議報告書「信用格付会社の基本行動規範」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「信用格付会社の基本行動規範」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、現在の「格付会社の基本行動規範」（IOSCO CRA コード）の大幅な改訂及び更新を提案するものである。

IOSCO CRA コードは、格付プロセスの公正性を保護すること、発行体及び格付利用者（投資家を含む）が公平に扱われるよう確保すること、並びに、発行体より提供された重要な機密情報を守ることにに関して、信用格付会社にとっての指針及び枠組みとなる堅固で実践的な一連の措置を提供することを目的としている。

IOSCO CRA コードは 2004 年に初めて公表された当時、信用格付会社の活動を規制する法令を制定していた国はほとんどなかった。その後 IOSCO CRA コードは、国際的な金融危機の発生後の 2008 年に改訂され、信用格付会社が拠り所としている情報の質への懸念、信用格付会社が既存の格付を見直し適切に引き下げることがあまりに遅すぎたという指摘、及び、発行体に対して金融仕組商品の組成方法に関する助言を行う信用格付会社における利益相反の可能性に、それぞれ対処する重要な開示規定が追加された。

IOSCO は、現在信用格付会社が地域当局及び国内当局により監督されているという事実を考慮するために、IOSCO CRA コードの改訂を提案している。最終的な目標は、多くの IOSCO メンバー国が近年導入した信用格付会社の登録及び監督制度と調和して働き、信用格付会社の自主規制に係る国際基準として引き続き機能する、改訂版 IOSCO CRA コードを策定することである。

改訂案は、一部においては、IOSCO メンバーによる信用格付会社監督の経験に起因するものとなっている。また、格付プロセスの公正性を向上させるために信用格付会社により確立された主要なリスク管理や利益相反を管理するために確立された手続に関する調査報告書を含む、信用格付会社に関する IOSCO の過去の作業も参考にしている。

改訂案は、以下によって、IOSCO CRA コードを強化することを目的としている。

- 格付プロセスの公正性の保護、利益相反の管理、透明性の確保、非公表情報の保護に関する規定の強化
- ガバナンス、職員訓練、リスク管理に関する規定の追加
- IOSCO CRA コードの明確性の改善取組み

コメント期限は、2014年3月28日まで。